

コラム

1. ロータリーにおける「社会奉仕」の対象

皆さんは、次の言い回しをご存知ですか？

” ロータリーで使われる「社会奉仕」という言葉は、1927年より前なら「広義の（古典的な）社会奉仕」という意味で、1927年以降なら「狭義の社会奉仕（地域社会奉仕）」という意味である“

ロータリーの歴史に詳しい方なら、上記の意味するところは既に御存知かと思います。ここでは、「なぜ、1927年なのでしょう？」、「1927年には、何があったのでしょうか？」から解説していきます。

実は、1927年はオステンド（ベルギー）国際大会があり、そこで「目標設定計画に基づく四大奉仕の分割」が採択された年なのです。すなわち、それまでロータリーの基本理念であった「一般奉仕概念」を、4つの内容（クラブ奉仕（Club Service）、職業奉仕（Vocational Service）、社会奉仕（Community Service）、国際奉仕（International Service））に分けた年なのです。

では、それまでロータリーの基本理念であったとされる「一般奉仕概念」とは何でしょう？ それについては、1923年に採択された「決議23-34」の冒頭の一文を考えるとよいでしょう。

決議23-34（冒頭の文章）

ロータリーにおいて社会奉仕（Community Service）とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

*In Rotary, Community Service is to encourage and foster the application of
The ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life.*

実は、1923年当時の（言い換えれば、古典的な）「社会（Community）」の対象は、家庭、職場、業界全体、町、国、社会全体 だったのです。だからこそ、（古典的な）「社会奉仕（Community Service）」＝「家庭への奉仕」＋「職場への奉仕」＋「業界全体への奉仕」＋「町への奉仕」＋「国への奉仕」＋「社会全体への奉仕」となるのです。この（古典的な）「社会」の考え方については、その7年前の1916年に発行された「A talking knowledge of Rotary」（Guy Gundaker）にも同様な記載があります。

上記のことを分かっていると、決議23-34の冒頭の一文に対して、「社会奉仕とは、個人奉仕、事業奉仕、社会奉仕??」というような奇妙な解釈をしてしまいます。言い換えれば、1923年当時は、個人の奉仕も、事業上の奉仕も、社会への奉仕も、みんな（古典的な）「社会奉仕」だったということです。そういう意味では、「職業は、社会への奉仕である」とか「職業を通じて社会に奉仕する」という表現を使ったシェルドンの職業奉仕理論も、やはり（古典的な）「社会奉仕」の範疇に入ります。

要するに、それまでロータリーの基本理念であった「一般奉仕概念」＝（古典的な）「社会奉仕」と考えれば分かりやすいと思います。そして、1927年のオステンド国際大会で決定された「目標設定計画に基づく四大奉仕の分割」で、それまでのロータリーの基本理念であった「一般奉仕概念」（つまり、（古典的な）「社会奉仕」）が、職業奉仕、（狭義の）社会奉仕（＝地域社会奉仕）、国際奉仕の3つに分けられ、それにクラブ奉仕を加えて「四大奉仕」となったということです。

日本人の感覚では、「社会奉仕」と言えば、もちろん「狭義の社会奉仕（＝地域社会奉仕）」という意味しかありません。それだけに、日本人がロータリーの歴史を学ぶ時、「ロータリーの社会奉仕」という言葉は時代によって意味する内容が異なることについて、くれぐれも注意しなくてはなりません。

蛇足ですが、前述の「決議 23-34」の最初の一文は、現在のロータリーの目的（綱領）の第3に、そのまま残っていることにも留意してください。すなわち、ロータリーの目的（綱領）の第3は、1927年以前のロータリーの基本理念であった「一般奉仕概念」（つまり、広義の（古典的な）社会奉仕）について述べているのです。

ロータリーの目的（綱領）

3. ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること

3. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life;

実は、ロータリー通の先輩諸氏の中には、「ロータリーの目的（綱領）の第3は、社会奉仕のことを説明している」と述べる方が少なからずいらっしゃいます。1927年より前なら、個人生活・事業生活・社会生活への奉仕は「広義の社会奉仕」ですから、そういう説明で良いでしょう。しかし、1927年から現在に至るまで、ロータリーでいう「社会奉仕」は、あくまで「狭義の社会奉仕（地域社会奉仕）」のことを意味します。したがって、「ロータリーの目的（綱領）の第3は、社会奉仕の説明をしている」というのは間違った解釈です。それに、事業生活における奉仕というのは「職業奉仕」のことです。現在のロータリーでは、社会奉仕と職業奉仕とは別の物なのです。

その証拠に、（狭義の）「社会奉仕」の説明は、ロータリークラブ定款第5条「五大奉仕部門」の第3に記載されていて、ロータリーの目的（綱領）の第3とは全く違う内容です。

ロータリークラブ定款第5条「五大奉仕部門」

3. ロータリーの第三奉仕部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行う様々な取り組みから成るものである。

要するに、ロータリーの目的（綱領）の第3の説明に、（上記のロータリークラブ定款第5条で定義されている）「社会奉仕」という言葉を使うのは、誤解や混乱の元であり、やめるべきでしょう。

こうしたトラブルの元凶の一つは、国際ロータリーが発行してきた「手続要覧」にあります。実は、2001年版以前の「手続要覧」第2部プログラムでは、「ロータリーの目的（綱領）の第1＝クラブ奉仕、第2＝職業奉仕、第3＝社会奉仕、第4＝国際奉仕」と解説されていたのです。したがって、今でも「ロータリーの目的（綱領）の第3は、社会奉仕のことを説明している」と信じている方がいるのも無理ありません。実際には、2004年版の「手続要覧」以降は、上記の解説が全面的に削除されているのです。削除された理由は諸説あって、正確には分かりません。個人的には、“2001年版以前の「手続要覧」にあった上記の解説は間違っている”という批判が、ロータリーに精通する諸先輩から集中したからではないかと推測しています。

ロータリー通の先輩諸氏には、手続要覧をロータリーのバイブルであるかのように思っている方が少なくないようです、しかし、手続き要覧を見ると、目次の次のページに「R I 組織規定ならびにロータリー章典を含むR Iの方針の非公式な要約である」と述べられています。非公式である以上、注意が必要だということです。それに、前述の「ロータリーの目的（綱領）の第1＝クラブ奉仕、第2＝職業奉仕、第3＝社会奉仕、第4＝国際奉仕」という解説は、一体どういう規定や方針の文書を要約または引用したのかは不明です。別の項目でも述べますが、手続要覧には恣意的な表現や解説がしばしば見つかるのです。

少し脱線してしまいましたが、いずれにしても、ロータリーで使われる「社会奉仕」という言葉は、1927年より前なら「広義の（古典的な）社会奉仕」という意味で、1927年以降なら「狭義の社会奉仕（地域社会奉仕）」という意味であるということに、ご留意いただければと存じます。

(2014年10月1日 初稿、2016年1月5日 最終改訂 文責：鈴木一作)